

## 大磯町議会委員会条例の一部を改正する条例

大磯町議会委員会条例（昭和41年大磯町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表総務建設常任委員会の項所管事項の欄を次のように改める。

- |                          |
|--------------------------|
| 1 危機管理対策室の所管に関する事項       |
| 2 政策総務部の所管に関する事項         |
| 3 都市建設部の所管に関する事項         |
| 4 産業環境部の所管に関する事項         |
| 5 会計課の所管に関する事項           |
| 6 消防本部、消防署、消防団の所管に関する事項  |
| 7 選挙管理委員会の所管に関する事項       |
| 8 監査委員の所管に関する事項          |
| 9 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項   |
| 10 農業委員会の所管に関する事項        |
| 11 その他、他の常任委員会の所管に属さない事項 |

### 附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

平成 25 年 6 月 18 日提出

提出者 大磯町議会運営委員会委員長 高 橋 英 俊